

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第12号

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条福祉部の項に次の2号を加える。

- (4) 認定こども園及び保育所に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。